

広島県告示第七百七十一号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のように実施する。

令和六年八月十三日

広島県知事 湯崎英彦

一 区域

安芸郡海田町

二 対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

三 検査の日時及び場所

実施期日	器物受付時間	実施場所
令和六年一〇月一〇日 令和六年一〇月一一日	午前一〇時～午後三時三〇分 午前一〇時～午後三時三〇分	織田幹雄スクエア（海田公民館・ 織田幹雄記念館） 海田町海田東公民館
令和六年一〇月一〇日～ 令和七年三月三一日	当該計量器の所在場所	

四 所在場所における定期検査（ひょうう量一トン以上の大型はかりを除く。）の期日及び場所

実施期日	実施場所
令和六年一〇月一〇日～ 令和七年三月三一日	当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

一般社団法人 広島県計量協会